

2020年3月27日
JXTGエネルギー株式会社

【お知らせ】

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款の一部改定について

日頃よりENEOS太陽光買取サービスをご利用いただきありがとうございます。

さて、弊社は、2020年4月1日付けで「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」を改定いたしますので、下記よりご確認をお願いいたします。

なお、今回の改定に伴う買取料金単価の変更はありません。

記

- ・改定後の「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」は[こちら](#)
- ・「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」新旧対照表（次頁の別紙ご参照）

詳しくは、ENEOS太陽光買取カスタマーセンターまでお問い合わせください。

ENEOS太陽光買取カスタマーセンター
電話番号 0120-08-8704
受付時間 午前9時～午後5時（第3日曜と年末年始を除く）

以上

別紙 太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款等の改定に関する新旧対照表

現約款（改定前）【2020年1月21日実施】	新約款（改定後）【2020年4月1日実施】	備考
<p>17 買取電力量の計量等</p> <p>(4)受電用電力量計に故障が生じたときは、発電者は、すみやかに一般送配電事業者はその旨を連絡するものとし、その故障期間内の買取電力量は、発電者と当社との協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議によって決定するものいたします。</p>	<p>17 買取電力量の計量等</p> <p>(4) 受電用電力量計の故障等によって買取電力量を正しく計量できなかった場合、当社は、託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者と当社との協議をふまえ、発電者と当社または一般送配電事業者との協議によって買取電力量を定めます。この場合、当該協議により定めた値を、計量された買取電力量といたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買取電力量を正しく計量できなかった場合の協議に係る規定について、わかりやすさの観点から変更いたします。
<p>26 工事費負担金等相当額</p> <p>電力買取の開始または買取契約の変更等にもない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額を発電者から申し受けます。</p>	<p>26 工事費負担金等相当額</p> <p>(1) 電力買取の開始または買取契約の変更等にもない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額を発電者から申し受けます。</p> <p>(2) 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を施設した後、発電者の都合によって買取の開始に至らないで買取契約を廃止または変更された場合、当社は、託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から当社に請求された当該供給設備の施設費用に相当する金額を発電者から申し受けます。なお、一般送配電事業者が供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要し、当社が一般送配電事業者から当該費用の請求を受けたときは、当該費用に相当する金額を発電者から申し受けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買取の開始に至らない場合における、工事費負担金等相当額の取扱いについて規定いたします。
<p>27 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算</p> <p>当社は、工事費負担金等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、発電者とすみやかに工事費負担金相当額を精算するものいたします。</p>	<p>27 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算</p> <p>当社は、工事費負担金等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、発電者とすみやかに工事費負担金相当額を精算するものいたします。</p> <p><u>ただし、工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算は、発電者と一般送配電事業者との間で直接行っていただくことがあります。</u></p>	

以上